

第三者評価の受審実績	平成 15、18、21、24 年度		
取材の対象年度	平成 24 年度	評価手法	標準の第三者評価

【取材メモ】



取材の視点

- ・第三者評価受審の目的、経緯
- ・事業評価（自己評価）のプロセスで得られた気づき
- ・利用者調査、職員の自己評価及び評価機関による評価の結果から得られた気づき
- ・改善に向けた取り組みとその成果、など

■改善の取り組みとその成果②～実施記録の様式変更による職員間のばらつきの解消

職員による自己評価を含む第三者評価のプロセスにおいて浮上した問題の一つとして、ヘルパーがサービス提供後に記入する実施記録に関して、書き方にばらつきがあること、また、人によっては記録にかなり時間をとられている実態があることが明らかになりました。実施記録は、介護報酬を請求する際の基礎資料となるもので、一定の標準化が求められる中で、事業所では、記録方法の変更に踏み切りました。

それまでは、特に様式を定めず、市販の大学ノートを実施記録（日誌）として使っていました。その後、選択肢の中から実施したサービスを選んでチェックする書式をつくり、1回のサービスが終了したら1シートを作成して、利用者に内容の確認を求め、押印またはサインをもらう方法に切り替えました。新しいシートには、介助場面ごとのサービス内容等のほかに、事前のバイタル（体温、血圧）の測定結果や利用者からの要望、申し送り事項等を記入する欄が設けられています。

新しい書式の導入に際しては、それまでの方法に慣れ親しんだヘルパーの意向を踏まえて、当面は旧式との併用を認める形で始めましたが、いずれは完全に切り替える方針であると社長は話しています。

現時点では全面的には言えないものの、チェック方式の実施記録を導入したことで、問題となっていたヘルパー間のばらつき（書き方、所要時間）は確実に解消に向かっています。今後、切り替えによって、利用者に対する個別支援に役立つ情報が薄くなっているような状況が生じていないかどうかの点検が行われ、必要に応じて、実施記録の書き方に関する研修や書式の改訂等に継続的に取り組んでいくことが期待されます。